

令和3年3月

普通預金口座を開設されるお客さまへ

但馬信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」新設のご案内

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座に導入させていただくことといたしました。

「未利用口座管理手数料」はあくまでも令和3年4月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまの普通預金口座が対象となることはありません。

**未利用口座管理手数料の詳細は次のとおりとなります。**

以下①～⑤のすべてを満たす普通預金口座を対象といたします。	
①	令和3年4月1日以降に開設された普通預金口座であること
②	最後のお預入れ(当該普通預金のお利息入金を除きます)または払戻し(未利用口座管理手数料の引落しを除きます)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座であること
③	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること
④	当金庫(本支店を含みます)で他に定期性預金・投資信託・外貨預金・保険・国債等のお取引がないこと
⑤	当金庫(本支店を含みます)でお借入がないこと

※普通預金口座は総合口座を含みます。

※紛失などによりご利用が停止されている普通預金口座も対象となります。

未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座をお持ちのお客さまについては、事前に文書にてお届けのご住所にお取引状況の「ご案内」を送付させていただいた上で、約3ヵ月経過後もお取引が無い場合、該当普通預金口座から年間1,200円(消費税別途)の手数料を引落しさせていただきます。

(※送付したご案内が延着又は到着しなかった時でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。)

お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客さまの口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部としていただき、同口座を解約させていただきます。なお、未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はお応えいたしかねます。

また、令和3年3月31日現在で開設されている普通預金口座は未利用口座管理手数料の対象外となります。

未利用口座管理手数料は、次の目的のために適用させていただくものです。

- ・当該口座の再活用によるお取引の再開をお願いしたいこと
- ・今後ご利用のない口座について、不正利用防止の観点からご解約をお勧めすること

ご不明な点は、お取引店舗までお問い合わせください。

